

川西市上下水道局建設工事監督技術基準（土木工事）

（目的）

第1条 川西市上下水道局建設工事監督要綱の規定に基づき、建設工事に係る土木工事における請負契約の適正な履行を確保するため、監督業務に必要な技術基準を定めて監督業務の合理化と適切な実施を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 この基準は、上下水道局が発注する土木工事における監督員の一般的な監督業務の標準を示すものである。監督員は工事の施工に際し、この基準に基づいて監督を行うものとする。ただし、工事内容等によりこの基準を適用することが不相当と判断される場合は、この限りでない。

（監督の内容及び方法）

第3条 監督の内容及び方法は、契約書、設計図書及び第4条に定める監督技術基準に基づき、次の各事項について審査、立会い、検測、検査等により、確認、承諾及び指示を行うものとする。

- (1) 実施工程表による進捗状況に関する事項
- (2) 施工計画書及び施工図に関する事項
- (3) 安全衛生及び公害対策に関する事項
- (4) 材料の品質、規格、形状寸法、強度、数量、製造業者等に関する事項
- (5) 出来形、品質及び施工状況に関する事項並びにこれらの工事写真記録に関する事項
- (6) 指示、承諾、協議及び報告に関する書類並びに工事記録、材料検査に関する事項
- (7) 各種施工管理試験結果に関する事項
- (8) 工事目的物の性能及び機能の確保に関する事項
- (9) 所定の仕上げ、品質、形状寸法及び数量に関する事項
- (10) 所定の固定性、安全性、耐久性、強度並びに保守管理上の問題点の有無に関する事項
- (11) 仮設工事及び工事公害関係の状況に関する事項

(基準図書)

第4条 前条による土木工事に必要な監督技術基準は、兵庫県土木工事共通仕様書並びに兵庫県土木工事施工管理基準による出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値、写真管理基準、川西市上水道工事仕様書、給水装置工事基準の他、下記の工事標準仕様書及び指針等を準用する。

記

(水道工事部門)

日本水道協会

- (1) 水道施設設計指針
- (2) 水道維持管理指針
- (3) 水道施設耐震工法指針・解説
- (4) 水道工事標準仕様書(土木工事編)

(下水道工事部門)

日本下水道事業団

- (1) 機械設備工事施工指針
- (2) 電気設備工事施工指針
- (3) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル
- (4) 総合試運転の手引き

付 則

この基準は平成23年4月1日より施行する。